

特別用途地区（娯楽・レクリエーション地区）

目的

娯楽・レクリエーション地区は、水辺空間を活かした、うるおいある豊かな居住環境と浜名湖総合振興計画観光・レクリエーションゾーンとの調和ある環境の形成を図るため、平成8年4月30日に都市計画決定しました。

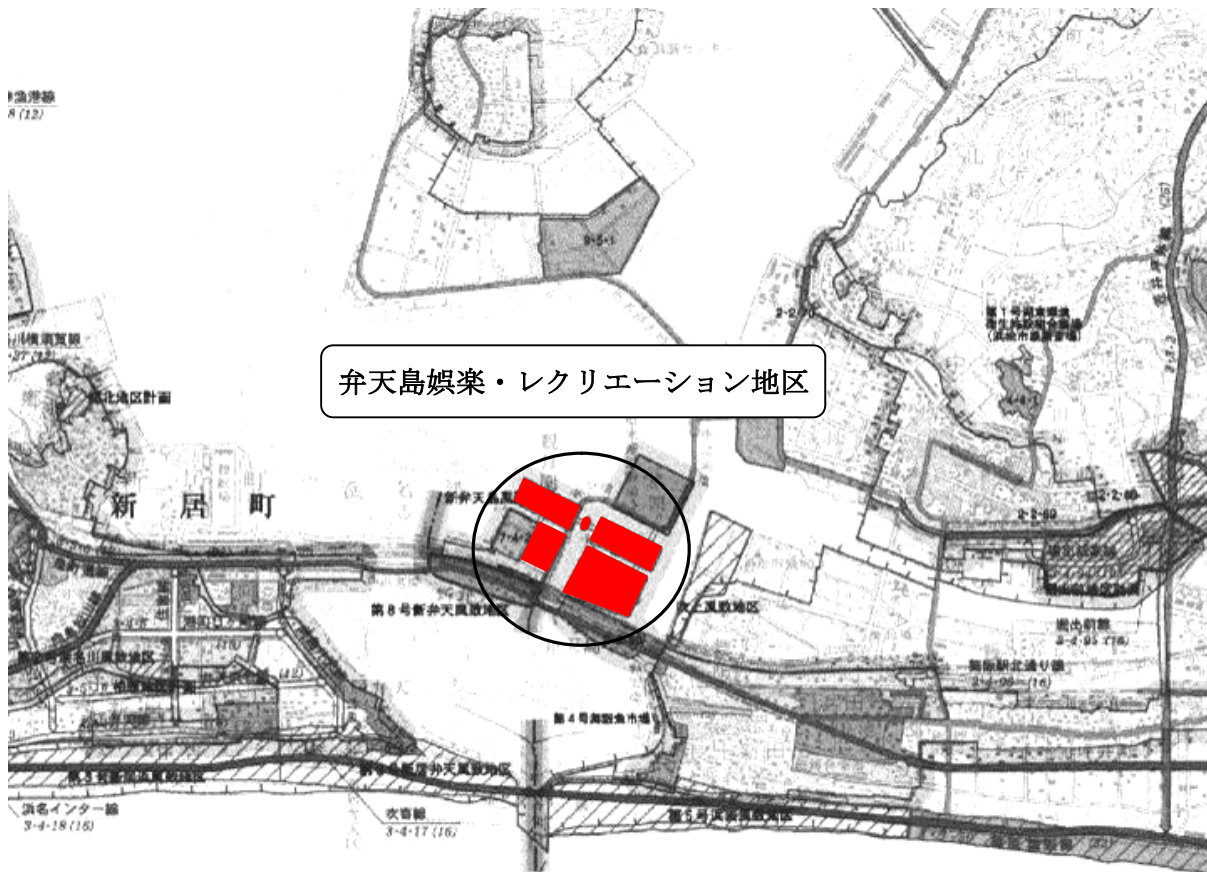
内容

弁天島娯楽・レクリエーション地区においては、延べ床面積3,000㎡を超えるホテル、旅館について建築することができます。

- 規制緩和に関するお問い合わせ先

浜松市 建築行政課 TEL:053-457-2471

区域



中央区舞阪町周辺図

- 区域に関するお問い合わせ先

浜松市 都市計画課 TEL:053-457-2371